

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
富士町

2 構造改革特別区域の名称
富士町ふるさと再見特区

3 構造改革特別区域の範囲
富士町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 富士町の位置

当町は、佐賀県の北部に位置し、北は福岡県前原市・福岡市、東は三瀬村・大和町、西は七山村・巖木町、南は多久市・三日月町・小城町に接しており、東西10km南北17kmの長方形で、面積143.25km²のうち森林が約81%を占める中山間地である。

町の中心部には一級河川の嘉瀬川が流れ、その嘉瀬川に流れ込む小川沿いには32の集落が点在している。嘉瀬川の下流には佐賀平野があり、水源地としての役割も大きく、農業用の北山ダムに加え多目的の嘉瀬川ダムも建設されている。

(2) 富士町の人口

昭和35年頃は1万人を超えていた人口は、2回のダム建設もあり現在は5千人を割っている。また、65歳以上の人口は3割を超え佐賀県では最も高齢化が進んでいる。

(3) 富士町の農業

富士町の農地は、標高80mから580mと高低差500mの間に約750haが点在している。年間平均気温は14.4℃で、1、2月は平均最低気温が0℃以下になる年もある。年間雨量は2,500mmと多く、冷涼多雨の気候である。

中山間地特有の条件不利地域であるが、稲作を中心に気候条件を活かした夏秋野菜などの複合経営が行われている。谷間から湧き出る清流で作られた富士町産米は内外から高い評価を得ている。

しかしながら、農産物の価格下落等により農業所得の低迷から農業離れが進み、過疎化、高齢化が進んでいる。

(4) 富士町の観光

当町の主な観光は、約2000年の歴史を持つ古湯温泉と空海が見つけたという言われがある熊の川温泉が有名であり、年間の利用客は30万人を超えている。また、16年前にオープンした九州初の本格的な人工スキー場は冬場の観光客の増加に繋がっている。

(5) 富士町の祭り

富士町には、五穀豊穰等を感謝し収穫を祝う神事の「浮立(ふりゅう)」等、日本酒とは縁の深い祭りが数多くある。中でも市川地区の「天衝舞浮立(てんつくまいふりゅう)」は有名であり、県の重要無形民族文化財に指定されている。近年には各地区の村おこしグループによって新しい祭りも生まれ、代表的なものに大串地区の「ふうぞう祭り」などがある。

昔は、祭り用の酒を造る習慣があり、酒造り 祭り 後祭りまでが祭りの期間であったが、現在は酒税法の規制によりその風習を知る者も少なくなっている。

(6) その他

富士町ではいくつかのボランティアグループが活動しているが、その中でも地域おこしグループ「こだまの富士(さと)倶楽部」は平成15年度に発足しグリーン・ツーリズムの普及に取り組み始めている。

この団体は、豊かな水を育む自然を次の世代に引き継ぐことを活動目的とし、「有明(たから)の海も天山の一雫(いってき)から」をテーマに、こだまの富士(さと)事業を展開している。事業には、環境イベントの集客のための「古湯の森音楽祭」や、富士町の自然を生かした「まるごと体験@富士町」がある。まるごと体験では、町の未来と環境問題を考えたグリーン・ツーリズム事業を展開している。

富士町は、福岡市から約1時間、佐賀市、唐津市からは約40分と都市に近く自然環境に恵まれ比較的立地条件にも恵まれている。しかし、人口流出、高齢化、景気低迷による観光客の減少、農作物の価格低下による農業所得の減少等数多くの問題を抱えている。

このような状況の中、農業と観光を結びつけた地域の活性化を図るため努めてグリーン・ツーリズムに取り組んでいく必要がある。幸い、地域おこしグループにてグリーン・ツーリズムに対する意識が芽生え新しいお客様が当町に訪れているので、行政においても農業と観光による立町を目指し、地域の活性化を図るべく様々な手段を講じることが急務となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町においては、農林業を主体とした農林業者と温泉を主体とした観光業者の交流があまり行われてこなかった。平成15年に発足した地域起こしグループ「こだまの富士（さと）倶楽部」によって、グリーン・ツーリズムに対する取り組みが行われ農業と観光の結びつきが生まれつつある。住民自らが努力し、農業を基本とした観光の発展による地域の活性化を、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては町の活性化に繋がると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町では、平成5年に作成した「富士町山村活性化ビジョン」において、農林業の振興、都市農村交流の促進による産業振興、定住人口の確保、高齢化社会への対応を山村振興の基本方向として行ってきた。その中でも、農家民宿、農家レストラン等のグリーン・ツーリズム事業の振興を唄ってきたが、現在までは行われてこなかった。

それから10年たった現在、民間の地域起こしグループにより具体的活動が始まり町内におけるグリーン・ツーリズムへ対する気運も高まりつつある。

また、嘉瀬川ダム建設に伴うダムの周辺整備計画では、嘉瀬川ダム周辺を6つのゾーンに分け自然と人がふれあうことができるような計画になっている。河川公園の整備、交流施設（農家レストラン）の整備、直売所の開設等グリーン・ツーリズムに直接結び付くものもあり、都市住民がダム周辺に遊びに来るようになれば交流人口は増え町の観光面での発展に繋がる。これを機会に、農家民宿を推進し温泉とともに宿泊客の増加を図っていきたい。

当町には、五穀豊穡等を感謝し収穫を祝う神事の「浮立」等、日本酒とは縁の深い祭りが数多くあり、富士町の特色を出すには絶好の行事である。農家民宿や農家レストランを推進する上で、自ら作った米で濁酒を造り、当町を訪れる方をもてなすことはお客様との結びつきをさらに強いものにする。

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、農業と温泉それぞれに頼りがちだった地域の活性化を根本から見直し、農業を主体とした結びつきを確かなものとし、地域の活性化を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

富士町ふるさと再見特区は、これまで農業と観光それぞれに頼りがちだった当町産業を根本から見直し、農業と観光を結びつけたグリーン・ツーリズムによる地域活性化を図るものである。農業者自ら生産した農産物や加工品を消費者と一緒に味わうことで、

グリーン・ツーリズムの担い手として成長し、ひいては地区のリーダーとなることが期待できる。また、自らが生産した米等で作った濁酒の提供は、消費者との話を盛り上げ親密になる機会をつくり、お互いのふるさとのよさを再発見できるものとする。

このことから、農業（濁酒も入る）と民宿経営・農家レストラン・直売所の新たな結びつきを見出すことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものとする。

また、交流人口の増加に伴う経済的効果は大きく、特に農家民宿のお客様は農家と親密な関係を築くことにより自家生産の農産物に対し信頼を得、結果的に販売促進にも繋がることを見込まれる。（表2）

表1 富士町の観光客の推移（過去5年）（単位：千人）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
日帰り客	578.4	519.0	523.2	528.8	512.4
宿泊客	130.5	123.9	121.0	131.4	111.9
計	708.9	642.9	644.2	660.2	624.3

表2 特区区域における5年後の交流人口見込み

		平成16年度	平成21年度
特区なしの場合 （農家レストラン）	日帰り客数	1,500人	1,500人
	目安消費額	3,000千円	3,000千円
農家民宿のみ	宿泊客数	0人	300人
	目安消費額	0千円	1,200千円
農家民宿+濁酒提供	日帰り客数	0人	2,000人
	目安消費額	0千円	4,000千円
	宿泊客数	0人	600人
	目安消費額	0千円	2,800千円

8 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

707 特定農業者による濁酒の製造事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【直接的事業】

(1) グリーン・ツーリズム推進事業

特区内における農家民宿・農家レストランを行う者、また農業体験を受け入れる者をグリーン・ツーリズムの担い手とし、町産業観光課、町林業課、町企画課、商工会、農協、森林組合、こだまの富士(さと)倶楽部で協力し、農作業体験メニューの開発を進めると同時に誘客を図る。

(2) 濁酒製造援助事業

当特区内において、濁酒を製造するために製造免許、酒税法の規定に基づく酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等、特殊な業務を行うことについて特定農業者に対し、町企画課、町税務課、町産業観光課、農協が協力し濁酒製造に関する事務的援助を行う。

【間接的事業】

(1) 嘉瀬川ダム周辺整備事業

平成23年完成予定の嘉瀬川ダム建設に伴いダム周辺を6つのゾーンにわけ地域振興を行う。その中では、直売所の開設、交流施設(農村レストラン)の開設等グリーン・ツーリズムに関するハード事業も予定されている。

(2) 富士町地域水田農業ビジョン

平成16年度から始まった新たな米政策改革に伴い富士町地域水田農業推進協議会で作成した5年後の農業を考えたビジョン。エコ農業者や特別栽培農産物の生産販売の推進等とあわせ、消費者との交流、グリーン・ツーリズムの推進を活性化し町の農業を消費者と一緒にやって行うことも目的としている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業（４０７）

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

富士町内において農家民宿を開業しようとする者

3. 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4. 特定事業の内容

（１）事業に関与する主体

上記２に記載の者

（２）事業が行われる区域

富士町の全域

（３）事業の実施期間

上記３の日以降

（４）事業により実現される行為や施設などの詳細

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余興活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験とその他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成１５年３月２６日付け消防予第９０号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5. 当該規制の特例措置の内容

（１）規制の特例措置の必要性

近年の中山間地域等において、都市住民の自然とのふれあいや心身のリフレッシュ等、グリーン・ツーリズムへの期待が高まっており、新しい宿泊形態としての農家民宿を推進するには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導等及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業を促進するためには特例措置の適用は不可欠である。

（２）要件適合性を認めた根拠

誘導等及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築地準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１３条の

3 第 1 項)において、

- ア 客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること
 - イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から 3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること
 - ウ 農家民宿において、その従事者が、宿泊者に対して避難口等の案内を行うこととしていること
- のすべての条件に該当する場合には、令第 26 条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

- ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前述 5 の（ 2 ）の ）」を満たしていること
- イ 客室が 10 室以下であること
- ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていることの 3 要件を満たす場合には、令第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

別紙

1. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒事業（707）

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

富士町ふるさと再見特区内で、農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特区認定の日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

富士町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の酒造免許を取得し、自ら製造した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け新たな当地域のファンを生み出すことにより、活性化が図られる。同時に特定農業者が地域を訪れる客とともに、楽しみながら農作業をすることにより双方ともゆとりある日々が送れることが想像される。

5. 当該規制の特例措置の内容

当町が推進するグリーン・ツーリズム事業の柱となる農家民宿や農家レストラン、伝統芸能（祭り）において当地の農産物を原料とした濁酒を提供することによりサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進するため、酒税法第7条第2項の特例措置を講じる。